平成２８年（フ）第７号
愛媛県今治市東門町６丁目２番19号　東門団地408号
債務者　田坂　國子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第８号
愛媛県今治市桜井団地５丁目２番地１　県営桜井団地151号
債務者　松森　光枝
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第９１号
熊本市西区上代３丁目12番20号
債務者　柳　　四郎
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９２号
熊本市西区上代３丁目12番20号
債務者　柳　　照子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６号
熊本市西区島崎２丁目１番５号　大塚第２アパート203
債務者　谷川　紘章
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
宮崎県延岡市昭和町１丁目３番地11　大誠アパートＡ　101
債務者　上田　玲子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２８号
宮崎県延岡市桜ケ丘２丁目634番地123、前住所埼玉県さいたま市北区奈良町13番地４　ロイヤルタウンフラーゼＣ棟201
債務者　藤本　政史
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３号
長野県上伊那郡辰野町大字小野1731番地172　旭県住25号
債務者　森下　祐次
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１２号
長野県上伊那郡飯島町飯島792番地４　ハイツ横前Ｃ棟、住民票上の住所長野県駒ヶ根市飯坂１丁目８番７号
債務者　飯山　　勲
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第４６号
兵庫県川西市久代２丁目８番４号、前住所兵庫県宝塚市小林１丁目４番19―203号
債務者　髙橋　千夏
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
兵庫県西宮市甲子園口６丁目１番３―205号
債務者　門井　宏之
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２０号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目82番地　ハイツ橋本204号
債務者　落合　可光
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２１号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目82番地　ハイツ橋本204号
債務者　落合　一惠（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４号
神戸市西区伊川谷町有瀬1450番地の５
債務者　清水　高節
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
兵庫県明石市東野町1910番地の６　ビアンコ・ディモーラ202号
債務者　城尾咲貴子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
兵庫県明石市朝霧台3783番地の77
債務者　寺島　慈人（旧姓清瀬）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
兵庫県明石市朝霧台3783番地の77
債務者　寺島　春華（旧姓清瀬）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係